

## 気象災害および交通障害に関する措置

### 1 気象悪化の場合

気象状況により1校時始業前から(1)、(2)のいずれかにあてはまる状況が継続している場合は、表のように始業時刻の繰り下げを行う。午前6時以降の発令・運休及び1校時始業後は、II部またはIII部の授業開始前であっても(4)による。

(1) 杉並区に、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの警報または特別警報が発令されている場合。

(2) 気象状況の悪化によりJR中央・総武線または東京メトロ丸ノ内線が運転を見合わせている場合。

6時警報解除かつ 運行再開の場合	平常授業とする	6時警報発令中または 運休の場合	4限まで自宅学習とする
10時警報解除かつ 運行再開の場合	5限より授業とする	10時警報発令中または 運休の場合	8限まで自宅学習とする
15時警報解除かつ 運行再開の場合	9限より授業とする	15時警報発令中または 運休の場合	自宅学習とする

(3) 翌日に気象悪化および交通機関の混乱が予想される場合は、校長の決定により、事前に始業時刻の繰り下げまたは休業の措置を講ずることがある。

(4) 午前6時以降または1校時始業後に警報発令など気象状況の変化によって、生徒の帰宅困難が予想される場合は、校長の決定により終業時刻の繰り上げなどの措置を講ずる。

### 2 交通機関の事故またはストライキの場合

各交通機関発行の遅延証等を用いて、生徒個別に対応する。

### 3 その他

休校ないし始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げの措置がとられない場合であっても、非常災害(地震・洪水・台風等)または交通機関の事故等によって明らかに出席が困難であると認められる生徒については、教務部、年次担任、管理職で協議し、校長の確認の上で出席の扱い(公欠)とすることがある。